

○財務省告示第百八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十八年
度における輸入基準数量及び同年度における協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は
、平成二十八年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次
の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 基 準 数 量
一	〇・八トン
二	四・三トン
三	二一トン
四	四五、三九五トン
五	一、五八五トン
六	七四五トン

二二	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
二九、一四五トン	六六〇トン	一、二六三トン	二〇、八七八トン	一七九、三七八トン	一九、六〇三トン	六六一トン	七九七、九二五トン	一、二八六、七九二トン	六、一二七、〇二六トン	八四、三〇三トン	一三、五九六トン	一一、八一〇トン	五〇、〇五二トン	八・二トン	一九トン

二九		六〇二トン
二八		一一トン
二七		一二、〇四六トン
二六		七、八五六トン
二五		〇トン
二四		四三トン
二三		八、三〇一トン
二二		六一〇トン

二 関税暫定措置法第七条の三第一項に規定する協定対象外輸入基準数量は、平成二十八年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	協定対象外輸入基準数量
一三	六、一一九、六九八トン
一四	一、一八六、七四一トン